

令和 8 年度再生可能エネルギー普及啓発ツアー実施業務委託
仕様書

1. 委託業務名

令和 8 年度再生可能エネルギー普及啓発ツアー実施業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 1 日（月）まで

3. 業務目的

次代を担う小学生が、再エネや省エネの仕組みや必要性、導入により自分たちの暮らしにどのようなメリットがあるのかなどについて理解を深めることを目的とする。

4. 業務の内容

県内の小学生（主に 4～6 年生）とその保護者を対象に、再エネ施設の見学（運営事業者からの説明を含む）や、再エネに関するワークショップ等を行うことで、再エネの必要性、導入のメリット、環境や地域との共生等について理解を深めるバスツアーを開催する。

（1）実施の回数及び時期

回数：2 回（日帰り）

開催時期：能登方面ツアーについては、下表の実施候補日の中から調整・決定する。加賀方面ツアーは、メイン見学先の都合上、開催日を 1 0 月 1 8 日（日）とする。

（2）定員

3 0 ～ 4 0 名/回

（3）ツアーの企画

①各バスツアーの内容は以下を想定している。メイン見学先は必ず行程に含めること。

	能登方面ツアー（仮称）	加賀方面ツアー（仮称）
集合場所	【県庁来庁者用駐車場】に加え、より見学先に近い県施設等（最低 1 か所）を設定すること	
実施候補日	令和 8 年 1 1 月中の土日	令和 8 年 1 0 月 1 8 日（日）※
時間	出発時刻：9 時 帰着時刻：遅くとも 1 6 時	
昼食場所	七尾方面	白山市内
メイン 見学先	七尾大田火力発電所（石炭・木質バイオマス混焼） ・火力発電所の見学 所要時間：1 時間（案内：北陸電力株式会社石川支店）	手取川ダム（天端及び手取川第一発電所） ・天端の見学 所要時間：1 5 分（案内：県カーボンニュートラル推進課職員） ・発電所の見学 所要時間：4 0 分（案内：電源開発（株）手取川事務所）
ワー ク シ ョ ッ プ	再エネ・省エネについて理解を深めることができる内容 所要時間：1 ～ 2 時間	

※1 0 月 1 8 日（日）については、県が大型バス（4 5 人乗り）を仮予約しているので、同車両

を利用したい場合には、見積中に 20 万円程度を見込むこと。

②メイン見学先内の会議室等または周辺の施設において、再エネや省エネの仕組みや社会における活用方法について理解を深めることができるワークショップを企画・実施すること。（1～2 時間程度）

③移動中に参加者が、再エネや省エネの必要性や、地球温暖化等について理解を含めることができるコンテンツの提供を行うなど、移動時間の使い方も工夫すること。その中で身近な省エネ・再エネ技術の教材としていしかわエコハウスの紹介動画（15 分程度・選定後にデータ提供）を上映すること。

（4）ツアー参加費等

交通費、施設見学費、昼食費を含め無料とすること。また、参加者の人数やアレルギーの有無等を考慮の上、提供する昼食をあらかじめ決めること

（5）交通の手配及び添乗員の手配

①移動は専用の運転者付きのバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう手配及び運行を行うこと。バスの運行にあたっては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者を利用し、関係法令を遵守して安全な運行管理を行うこと。なお、県が仮予約している車両を利用する場合であっても、運行事業者との契約締結および運行に係る一切の調整は受注者の責任において行うものとする。

②バスツアーを安全かつ円滑に実施するため、添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理等や当日のガイドを行わせること。添乗員の人数は、参加者数、見学ルートに見合った人数を確保、随行させるようにすること。また、見学先や昼食会場と現地で十分な打合せを行い、添乗員の役割、バスツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有を図ること。

（6）昼食の手配

当日の昼食をあらかじめ手配すること。昼食場所は、衛生面、安全面に十分配慮した場所とすること。

（7）参加者の募集及び広報

①ツアーの参加者の効果的な募集方法を提案し、発注者と協議の上で募集方法等を決定し、発注者と連携して実施すること。

②参加者の募集及び広報にあたっては、参加申し込みに必要な項目を入力できる申し込みフォームを作成し参加者の申し込みを受け付け、参加者情報を管理すること。また、参加申し込みや開催内容に関する問い合わせがあった際の対応を行うこと。

③申込者が定員を上回った場合は、原則として抽選にて、参加者を決定し、参加の可否について申込者全員に電子メール等にて速やかに連絡を行うこと。

（8）記録

バスツアーの実施記録を、カメラ等を用いて記録すること。なお、撮影にあたっては、参加者が特定されないよう配慮するものとし、訪問先での撮影可能な場所等の調整、確認を事前に行ったうえで記録を行うこと。また、撮影した写真等は、県がウェブサイトや公式 SNS 等において使用する可能性がある旨を伝え、あらかじめ了承を得ておくこと。

(9) 参加者アンケートの実施

参加者に対して、見学バスツアーの満足度や効果等を把握するためのアンケートを実施し、その結果をとりまとめること。

5. 包括的事項

- (1) 委託業務に係る内容は、発注者と適宜調整しながら決定すること。なお、調整の結果、スケジュールや提案内容等を変更、修正することがある。
- (2) 本仕様書に掲げる事項のほか、本業務の目的に資する事項があれば積極的に提案すること。
- (3) 訪問先等との日程、内容、コース調整、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受注者が実施すること。
- (4) 不備や遅滞なく円滑に委託業務を遂行するため、適切な実施体制を構築すること。
- (5) ツアー中に発生した事故へ対応するために、受注者は参加者および本業務に従事する全てのスタッフ（再委託先および運営補助員等を含む）を被保険者とする国内旅行傷害保険への加入等万全な安全対策を構築すること。
- (6) ツアー中に発生した事故における対応及び賠償については、受注者の負担において実施する。
- (7) ツアーの実施に係る募集案内等には、県事業である旨を表示すること。
- (8) 訪問先の会場使用料、会場設備、会場運営に係る費用、旅費、デザイン費、報告書作成費等、本業務に係る一切の経費については、契約金額に含まれるものとする。

6. 協議及び打合せ

受注者は業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行う。

7. 必要な許認可

本業務の実施に必要な許認可や訪問先への申し込み等の事務手続きは、全て受注者が行う。ただし、施設の性質上、発注者の名義による申請が必要な事項については、発注者と協議の上、必要な協力を求めることができるものとする。

8. 成果物

次の事項を記載した業務完了報告書を委託期間満了日までに、電子データを記録した電子媒体の形で発注者に納品すること。

- ・ ツアーの実施状況（開催日、開催場所、開催内容、参加者の募集方法、参加者数、記録写真）
- ・ 当日アンケートの内容・集計結果

9. その他

- (1) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに係る特記事項」を順守すること。また、ツアーの様子を撮影し、県ウェブサイトや SNS 等で利用することを前提とするため、参加者の募集時に肖像権の利用に関する同意を適切に取得すること。

- (2) 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果品を、自らまたは発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において、無期限で随時に利用できるものとする。
- (3) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受注者において調査・確認を行うこと。
- (5) 受注者は、委託業務の実施について、その全部又は一部を他に委託し、または請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (6) ツアー参加人数の減少等に伴い事業の規模を縮小する場合において、必要経費を減額する場合は、契約の変更を行うこと。
- (7) 天候や災害、感染症等の影響によりツアーの実施に支障があると想定される場合は、ツアー開始前に発注者と協議のうえ、中止を決定すること。また、ツアーの中止を決定した場合、受託者は、可能な限り発注者に代替案を提案し、協議すること。代替案は原則として委託料の上限額内で実行可能なものとする。ただし、ツアーの中止又は代替案を実施する場合に、必要経費を減額する場合は、契約の変更を行うこと。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり、この仕様書に明記していないことがあった場合又はこの仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、その他業務に関し問題等が生じたときは、速やかに委託者と協議の上、誠意をもって解決するよう努めるものとする。